

保育所等訪問支援の概要

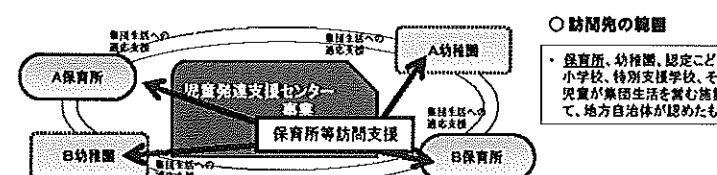
○ 課題の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を警む施設に通う障害児
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
児童障害児、その他の気になる児童を対象

種別給付のため障害児
相談支援事業者や、スタッフが行う障害児等訪問支援事業者の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を警む施設として、地方自治体が認めたもの

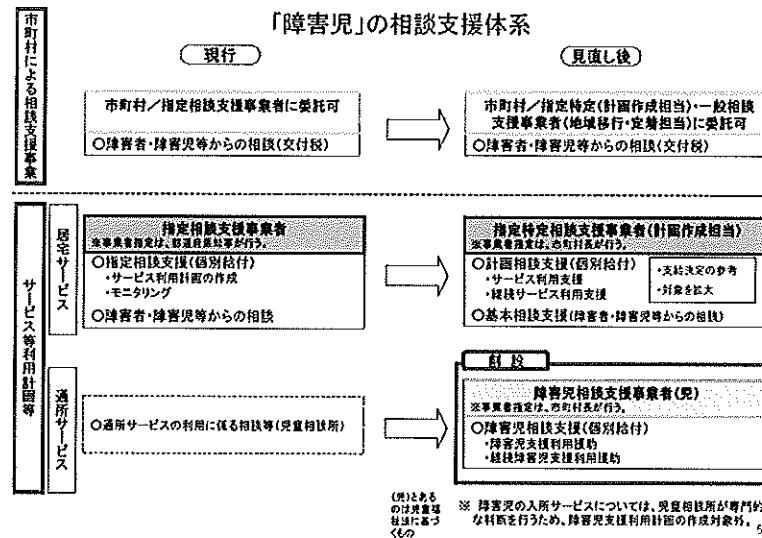
○ 提供するサービス

- 障害児が集団生活を警む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便用性を供与。
〔①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)〕
〔②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)〕
- ・ 支援は2週に1回程度を目安、障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を配置。

29

第4回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料3-2より抜粋

「障害児」の相談支援体系



第4回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料2-2より抜粋

計画相談支援・障害児相談支援(案)

1. 対象者

- 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大。

具体的な対象者については、以下のとおりとする。

(障害者自立支援の計画相談支援の対象者)

- ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用すすべての障害者
- ・ 障害福祉サービスを利用すすべての障害児
※ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合は、市町村が、介護保険制度の居宅介護支援計画(ケアプラン)で見ると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を認めないことも可。

(児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児相談を利用すすべての障害児

- 対象は大に当たって介護支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施。
- この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成の対象者(※)、既扱い所者、その当市町村長が必要と認める者を優先して拡大。
- なお、既扱い所支援と計画相談支援又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、既扱い組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

- ※ ① 障害者支援施設からの送り等に係り、一定期間、具体的に支援を行うことを必要とする者
② 単身者若者等、自ら障害者支援サービス事業者等との会員登録を行なうことを必要とする者
③ 各市町村若者を有する障害児等であつて、単身者若者等に係る者から、既往の歴史及び現たきりの状態にあるもの並びに既往の歴史に付随する行動上著しい変遷がある者(ただし、既往の歴史及び現たきりの状態にあるもの並びに既往の歴史に付随する行動上著しい変遷がある者)

2. サービス内容

○ 支給決定時(サービス利用支援・障害児相談支援利用援助)

- ・ 支給決定又は支給決定の実施時に、サービス等利用計画・障害児相談支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成。
- ・ 支給決定又は支給決定、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

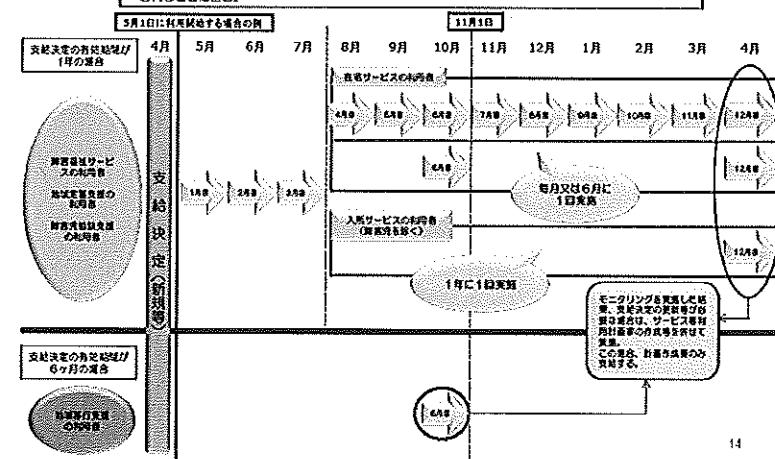
○ 支給決定後(既往サービス利用支援・既往障害児相談支援利用援助)

- ※ 厚生労働省令で定める対象ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)。
- ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の実施に係る申出の販賣。

9

モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該年度は、「母季」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。



14

児童発達支援の概要

- 改正法のあり方 ~身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が教育を受けられる場を提供~
 児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応。

○ 対象児童

- ・身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
 ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・3障害対応を目指すが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 定員

定員10人以上 (※主たる対象とする障害を重症心身障害とする児童発達支援事業の場合は5人以上)

○ 提供するサービス

- 【福祉型児童発達センター、児童発達支援事業】
 日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与
 (これを児童発達支援という。)

- 【医療型児童発達センター】
 児童発達支援及び治療を提供

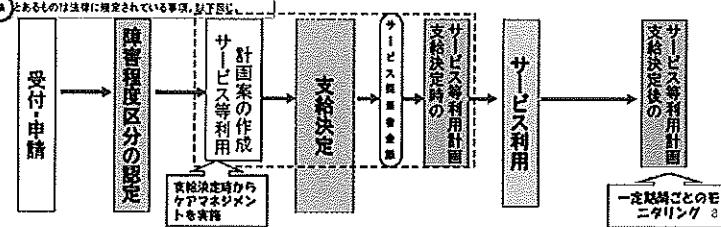
※児童発達支援は「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ」と規定されており、提供する場所としては、児童福祉施設として位置付けられる児童発達支援センター(福祉型、医療型)とその他の児童発達支援事業の2類型がある。

8

第4回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料3-2より抜粋

支給決定プロセスの見直し等

- ① 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。
 * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフプラン等)を提出することもできる。
 * 特定相談支援事業者の指定は、段階的に相談支援を行なう者として省令で定める基準に該当する者について、市町村が指定する。
 * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- ② 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談給付費を支給する。
- ③ 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
 * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成することを認定)
 * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。



3

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

- ・学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

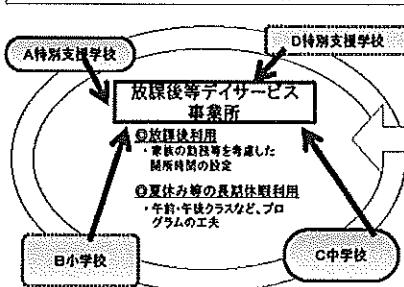
- 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
 ※障害児の定義は児童発達支援と同様
 (引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその機能を損なうおそれがあると認めることは満20歳に達するまで利用することができる。)

○ 定員

10人以上
 ※児童デイからの移行を考慮

○ 提供するサービス

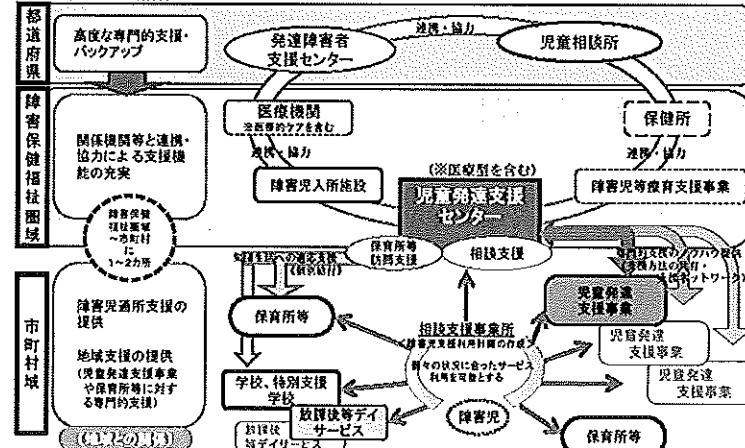
- ・学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与
- ・多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。
 - (①自己した日常生活を営むために必要な訓練
 ②創作活動、作業活動
 ③地域交流の機会の提供
 ④余暇の提供)
- ・学校との連携・協働による支援
 (本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)



25

地域における児童発達支援センターを中心とした支援体制のイメージ(案)

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と質的な拡大に繋がることを期待。



10